

第70回議会運営委員会記録

令和3年7月6日

【開催日】 令和3年7月6日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時10分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	山 田 伸 幸
議員	吉 永 美 子		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
庶務調査係長	田 中 洋 子	主査兼議事係長	中 村 潤之介
議事係主任	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 緊急質問について・・・資料1
- 2 その他

午前10時 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから、第70回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元の資料にあるように緊急質問についてであります。それでは資料1を含めて、事務局から説明があればお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 昨年の6月ぐらいから議論しておりました。

資料1は、その当時に、いろいろ本を読みあさったり全国市議会議長会に見解を聞いたりして作ったフローチャートです。この中で、議論がストップというか、皆さんの意見がまとまらなかったところが、このフローチャートで流れていくと、「議運で協議」というところです。ここの①緊急性の有無、②日程追加の適否という文言にしていますが、事務局では、この①と②はセットですべきであるという見解を持っていました。ですが、ここについてちょっと委員の皆さんで少し意見が割れていたところのまま止まっています。その後、全国市議会議長会から、ゼミナールで緊急質問の見解を頂いております。このときに頂いた見解では、やはり①と②はセットで議決すべきであると。これは、議運ではなくて本会議の運用のことですけれど、緊急質問を認める、つまり緊急性と日程追加は一括ですべきであると返事で頂いております。ちょっとその辺りを事前に皆さんにお話ししましたので、この決まっていない手続について、皆さんで議論していただけたらと思います。

長谷川知司委員長 今事務局から説明がありました。私たちも何回か話しておりましたが、山陽小野田市議会においては、過去3回ほど緊急質問が出されていると。その3回は3回ともやり方がちょっと異なっていたと。そこで、緊急質問のやり方を決めるべきなんじゃないかということで議題にしておるわけですが、皆様から何か意見があればお願いします。

山田伸幸議員 このフロー図のことでお聞きしたいんですけど、「議運で協議」の下にひし形があるんですけど、それには「あり」も「なし」も何も書いていないんですけど、これはどういった意味なんですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 当初、ここは上の四つが認められて「あり」となった場合には、その下にある本会議に諮るというルートにしていますが、あってもなくても本会議に諮ることになるのではないかと

議論があったように思います。なので、ここのひし形の「あり」と「なし」の仕分をなくして、どちらにしても本会議に諮るというフローチャートにしております。しかし、実際に議運で「なし」と判断した場合にも本会議に諮るのか、そのほかの方法がちょっとあるんじゃないかというところで、今、選択肢だけ設けて「あり」と「なし」を消しています。

長谷川知司委員長 今の説明は分かりましたか。一応本会議には諮るんですが、本会議に諮る以外の方法があるかもしれないので、このひし形を残しているということです。

山田伸幸議員 今、微妙なことを言われたんですけど、考えられるほかの方法というのが何かあるんですか。

長谷川知司委員長 具体的に私は今ちょっと思い付かんですが、事務局で調べたのがあれば、なければ、ないでいいですけど。

中村議会事務局主査兼議事係長 緊急質問をされる議員の方には余りよろしい言い方ではないかもしれませんが、この「議運で協議」というのは、例えば文書通告があっても本会議で動議があった場合でも、議長がその場で即採決とするよりは、運営がスムーズになることを考えて議運に諮問しているものです。というところに鑑みると、議運決定事項になります。そこで「なし」となった場合には、例えば議員に取り下げただけという運用があるかもしれませんが、それに従わない議員がいらっしゃるかもしれません。そこは議運決定をどう捉えるかというところに関わってくるとは思いますけれども、事務局ではそういうことも考えられるのかなと思っています。

長谷川知司委員長 ここのひし形については、今後様々な状況が出てくるということで今ちょっとまだ確定はしておりませんが、議運で協議した中で、緊急性がなくなった時点で、取下げということも出てくるかもしれない

ということですね。ほかに何か質問がありますか。

山田伸幸議員 緊急質問フローチャートについては、今後こういう流れで条例なりそういったものに反映させるということなんでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 先ほど申したように、これはあくまでいろいろな文献や議長会の見解をまとめて作っただけですので、本市の在り方を議運で議論していただくために参考として出していると思っていただいたほうがよろしいかと思えます。なので、不具合というか不十分なところがあるかもしれません。そこを皆さんで議論していただきたいということを出しています。

伊場勇副委員長 僕は議運を開く必要があるのかなと思っていて、緊急性の有無については、結局本会議に諮ることとしているので、議運で緊急性が「ある」としたのに、本会議でひっくり返るような形も考えられると思いますし、結局本会議で諮るのであれば、議運で緊急性の有無と日程追加もする必要がないのではないかと感じています。③の発言数と④の発言時間については、発言数はこれで、発言時間も何分だと別に定めるべきなのか、③、④については議長の議事整理権で状況を判断して、議長が進めるものなのかなと思っています。なので、議運を開かずに、基本的には文書通告そのものを本会議で諮るとしたいんですけども、動議としてもそのまま本会議で緊急性の有無を諮って、その後緊急質問を実施するか当初の日程に戻るかとしたほうがいいかなと。何か二度手間になるような気がしています。以上です。

山田伸幸議員 この議運で協議というのは日程を追加するかどうかが一番大きな問題になるんじゃないんですか。違いますか。

伊場勇副委員長 その日程を追加する理由が、緊急性があるかないかということになると思うんですよ。なので、そこを無視しちゃいけないなと思

います。となれば、議運で緊急性の有無は判断しなくてもいいんじゃないかなと思っています。

高松秀樹委員 副委員長は議運で協議するのは不必要だという意見ですけど、例えば動議が上がってきた場合、議長が本会議場で、そこで采配し運営するとなると、ほかの議員から中立性、公平性について、恐らく疑問の出る可能性があると思います。だから、議長は手続的に議運に1回諮問して、公平な議運の中で結論を出すという一連の手続が恐らく必要になってくると思います。一番問題なのは、この議運で協議する場合に、ずっと議運の中で協議なっているのは、緊急性の有無をどう判断するのかというところだったと思うんです。つまり議運で緊急性の有無を判断して、例えば議運で「いや、こんなもん緊急性はありませんよ」となったときに、本会議でまたひっくり返るとかそういう問題が出てくるんじゃないのかという話もあったんですけど、言葉では緊急性の有無と書いてあり、この緊急性の有無を議運の中で客観的に判断する場面があるのかなと思っています。本会議上は、客観的判断以外に各会派に所属する議員の政治的な意向とかが反映される場所ですので、それはそれでねじれが生じてくるのもしょうがない。その場合に議運の権威が失墜する可能性もあるんですけど、こういう手続を取る以上は、それはもうしょうがないのかなと思っています。

杉本保喜議員 高松委員が言ったのはもっともだと思うんです。特に今のように会派が編成されておらず無会派の人たちが多くの中で、議会で諮ったときに、議運の結果と本議会の結果とで違いが出てくる可能性が大きいと思うんです。その辺りのところを考えたときに、やはりこの二つのことはやる必要があると思います。

長谷川知司委員長 過去、本会議場では否決された場合もあります。そういう例はあります。

河野朋子委員　そもそも緊急質問がこういう議論の対象になったのは、さっき言われたような議運の権威と言われればそうですけど、議運で緊急性があると決定して日程に追加したけれども、本会議上でそれがひっくり返ったということで、それはどうなのかというモニターからの指摘があったからです。そこで、緊急質問の在り方をきちんともう1回見直したりルール化したりすることが必要じゃないかという提案があった上で今やっているんですけど、さっき高松委員が言われたように、そういったことが想定されていても、あくまでも①議運で緊急性と②日程追加をある程度セットとして、チェック機関として必ずやっていくということで決定すれば、本会議でひっくり返ることがあってもやむを得ないというか、そういうことをある程度想定した上でのルールを作るしかないんじゃないかなと思います。私も、そういった今までの過去の例を振り返ってみても、議運で緊急性があると決定したからといって、本会議ですんなりもう通さなくてはいけないという、そこまでの強制力はないと思うんですよね。だから、どうしても「議運で協議」というところで1回議長から下りてきたものをチェックするというか、審査する手続が必要なので、議運で緊急性がないとなった場合、そこは新たなルール化が少し要るのかなとは思っています。緊急性がないとなった場合に、もう日程の追加がないわけですから、これはもう取り上げられないということでいいんですよね。そこの辺の確認がちょっと要るかなと思います。

長谷川知司委員長　やはり最終的には緊急質問については本会議で決めるべきだから、議運の中で緊急性がないから日程も追加もしないというのはいかなもんかなとちょっと思うんです。

高松秀樹委員　フローチャートを見ると矢印は来ているんですけど、例えば本当に緊急性のないものを緊急質問といって動議で出す可能性もあるんです。それは戦略的に出す可能性があるんです。そのときに、議運がこれは緊急性がないよねとなったときには、恐らくワンクッション入るはずなんですよ。例えば議長に返しますよね。議長から提出議員に対して、

「これは緊急性がないんじゃないのか」と。「どうしますか。取り下げますか」とか、そういう話がワンクッションとして入るはずなんですよ。だから、ここに線が引いてあるような形にはならないということ。前々回か、逆転現象が生じたのは。前回この議運でもやったように、ここの定員は7人なんです、7人以内なんですよ。7人ということは3掛ける7で21人。つまりここは調整機関なのに、議運としては人数が少ない、つまり会派の人数が少なすぎて調整機関になっていないから、本会議で逆転する可能性があるという現象が単に生じているだけなのかなという気がしております。だから、しっかり議運が、ある一定の人数で組織されておれば、本会議場でひっくり返ることもないと思います。

長谷川知司委員長　ただ、今回のように、議運のメンバーが少ない場合、ひっくり返ることもあるということですよ。

山田伸幸議員　緊急動議が出て、議運で協議するとき、これは多数決で決めるんですか。どうなんでしょうか。合意が図れるかどうかということで、1人でも反対がいたら、もう議運では緊急動議として取り上げないということになるんでしょうか。

高松秀樹委員　議運は極力多数決を取らずに、みんな一致して答えを出すのが一番いいとされております。しかし、議会運営委員会も法的な位置ができて、要は委員会条例に拘束されておるという状況から考えると、最終的に多数決を排除するものではないと思います。

吉永美子議員　考え方なんですけど、このフローチャートを見ると文書通告をしようが動議にしようが、どちらも不成立の場合は別ですけど、議運で協議をするということで、流れは一緒になるわけですよ。だから、出される方は文書通告までする時間がないから動議でされるのか。まずこういうことを私もしたことがないので、この文書通告と動議を出すことの議員側の思いの違いがどこにあるかというのは、何か分かるところは

ないですか。

高松秀樹委員 文書通告というのは、要は本会議運営をスムーズにするために通告を出してほしいということです。しかし、本会議上の突然の動議は、例えば執行部が緊急に何かの報告をしたときに、それに対して敏感に反応して、「議長、緊急質問です」というのは考えられると思うんです。だから、事前に何かあるのであれば、できるだけ通告してくださいと。本会議場で、そのときに初めて何か事態が生じたときにも、緊急質問というの考えられるんじゃないですか。

吉永美子議員 それは分かります。それで動議を出すというときに、やはり議員側として心掛けないといけないことは、いかに本会議場にいる議員に分かっていただくか、理解していただくか、ここの努力だと思うんですけど、この辺は動議を出されるときに、このようにすべきだと詳しく書いたものがあるんですか。

高松秀樹委員 まず動議が成立するかどうかというのは、1人の賛成者が要るんですよ。そこで賛成すれば動議は成立しますよね。そこから議運に入っていくんで、最終的に緊急質問される方は内容を言うじゃないですか。そこで内容が理解できるという段取りになると思うんです。だから通告を事前に出してもらえると、「こういう質問をするんやな」、「これは確かに緊急性があるよね」とか、「いや全く緊急性がないよね」といった判断になると思うんです。

吉永美子議員 緊急質問ということは緊急性があるから出すんであって、だから流れとしては極力、議員側はほかの議員の皆さんにより理解していただくように、やはり文書通告をきちっとするという流れを作ることはできないんでしょうか。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってください。今の吉永議員の話は、別にでき

ないことはないと思うんですが。

山田伸幸議員 やはり緊急質問は、それに至るいろいろなパターンがあると思うんです。それぞれの中で、執行部の発言に対して、本会議場で緊急質問を求めるということもあるかと思うんですよ。そういったときに、文書が出ていないと駄目だとかいうふうには絶対ならないと思うんです。だから、文書が要ということにはならないと思います。

河野朋子委員 ちょっと整理してほしいんですけど、今回の問題になっているのは、緊急質問の仕方ではなくて、「議運で協議」というところが肝で、そこを今どう捉えるのかを以前からずっと話し合ってきているけど、なかなか結論に至っていないから、そろそろ結論をとっているんですね。そもそも緊急質問をする議員の思いとか段取りとかはちょっと置いておいて、「議運で協議」というのをどう捉えるのか。もう出されたから機械的に日程に追加しますよというのであれば、本会議でひっくり返るのもありだけど、さっき言われるように①と②をセットで考えて、緊急性の有無をどう考えるかというところを議運でしっかり審議した上で、決定したのであれば、本来本会議上でひっくり返ること自体がおかしいじゃないかということだと思います。その辺が前回の山田議員の緊急質問ときでしたか、ちょっとそういったことがあって、繰り返すようですが、モニターからこういう流れはおかしいんじゃないかという指摘を受けて今やっているんで、議運での協議をどう捉えるか。そして例えば、もうここで緊急性がないと判断した場合に、さっき言われたような裏でのそういう——裏でというかちょっと水面下でのやり取りはあったにしても、取りあえずもうここは、矢印を作って本当に「なし」の場合にはこうするというようなところをルール化するのかとか、その辺をきちんとして、結論が出るのか出ないのか分かりませんが、協議しておかないとモニターからの提示された問題に対しては答えられないんじゃないかなと思います。その辺をちょっと絞ってもらって、今日議論したほうが良いと思うんですけど、どうですか。

長谷川知司委員長 一応共通認識のために皆さんに意見を言っていたいておりました。それから、先ほど河野委員が言われましたように、今日の目的であります議運でどうするかは今から話していくべきだと思います。

吉永美子議員 「会議規則の上からも手続的に問題があったのではないかと思います」というモニターからの御指摘については、議運としてはどのように考えておられての回答になっているんですか。

長谷川知司委員長 まだこれは回答しておりません。

吉永美子議員 だから、モニターへの回答が「今後も議会運営委員会で議論を重ねていき、本市議会としてのルールを定めます」となっているんです。その回答を出されるに当たって、「手続的に問題があったのではないかと思います」というモニターの意見に対しては、議運としてどのような考え方をされたのか、教えていただけたらと思っています。

長谷川知司委員長 それについては、まだ緊急質問についての取扱いを決めていなかったんです。だから問題があったかどうかということじゃなくて、三つのケースがあってそれぞれに対応してきたということです。ただ、今後それではおかしいから、ルール化したらどうかということで、ここでそのルールを決めようとしているわけなんですね。

山田伸幸議員 ルール化といっても、今の協議内容でいうと緊急性があるかないか、二つ目が日程を追加するかどうかに絞られるということですよね。となると、先ほど高松委員が言ったように、多数決もあり得るんだということであれば、それで決まって本会議で諮るということになるんじゃないんですか。本会議で諮らないということもあるんですか。

長谷川知司委員長 議運で決まった結果を、緊急質問の提案者がどのように理

解されるかは別と思うんですね。だから、そこで取り下げるかもしれないということもあるということですね。

山田伸幸議員 取り下げない場合は、本会議で諮ると。

長谷川知司委員長 当然本会議ですよ、最終結論は。だから日程追加の適否とありますが、意見として出すだけであって、絶対駄目だから緊急質問は扱わないということにはならないと思います。（発言する者あり）おかしかったですかね、ちょっと。

高松秀樹委員 日程追加の適否について事務局にお尋ねしたいんですけど、これは本会議場で動議が成立して、緊急質問させることになった場合の日程、恐らく当日以外にあり得ないと思うんですけど、例えば本会議再開したら、すぐ緊急質問させないといけないという話なのか、そうじゃないのか。

中村議会事務局主査兼議事係長 今の御質問は、日程追加の場所ということであると思うんですけど、現在決まっている順番に割り込めるかということ、たしかそれは余りよろしくないと記載があったような気がします。それと、今ちょっと動議成立の部分の話がありましたが、動議はあくまで成立したら議題とすることができるだけです。まだその時点では緊急質問をするかしないかは当然決まっておらず、議題とすることです。そこで、ここの①にあるように、諮って決めるというところが動議の意味だと思います。会議規則上も多分そういう書きぶりになっていたと思います。

高松秀樹委員 つまり、議題と日程追加は一括だという話ですよ、今の。その日程追加の適否と書いてあるんですけど、要は議運でどの部分に日程を追加するのかを決めることになるんじゃないのかなと思ったんですよ。つまり、議運で決定したって、本会議を再開してすぐ緊急質問ということにはならん可能性もあるわけでしょ、今の話によると。となると、議

運で日程追加、どこに日程追加をするか決めると。適否と書いてあったら、日程追加はイエス・ノーみたいなんですけど、緊急性の有無と日程追加の適否とあるんですが、日程追加をどうするかと緊急性の有無を恐らく一括に採決されるので、これは切り離せないと思っているんですが、その辺はどうなんですかね。

中村議会事務局主査兼議事係長 ①と②が切り離せないっていう御質問ですね。
(「はい」と呼ぶ者あり)①と②は切り離せないという認識です。

長谷川知司委員長 ここで、議長と副議長は来客のため退席しますので、そのまま5分ほど休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解いて、委員会を再開します。今の休憩時間、来客ということもありましたが、委員みんなで過去の事例を再確認しておりましたので、ちょっと時間を過ぎました。それでは委員会としての質疑を受け付けます。何か緊急質問について意見のある方はどうぞ。

高松秀樹委員 このフローチャートにある、「議運で協議」というところが今問題になっているんですが、基本的に緊急性の有無、これは非常に客観的な視点から見る必要があると思います。もちろん緊急性が全くない動議又は文書通告が上がってくる可能性がありますので、議運である一定の方向性を出すべきと。2番目は、日程追加の適否というよりは日程追加についてということで、どこに日程追加をするのか。また、複数人から緊急質問の希望がある場合に、その順番をどうするのかということを経験で決定をすればいいと。3番目の発言数、4番目の発言時間と書いていますが、発言時間を議運で決めれば、発言数、これは質問の個数

と思うんですけど、これは余り意味がないかなと思いますので、私は①、②、④の三つを議運で協議して、本会議で諮るようにすればいいのではないかなと思います。

河野朋子委員 同じような意見なんですけど、やはりこのフローチャートを見ることによって、議運の役割というのがすごくはっきりよく分かりました。過去を振り返ると、その辺りが曖昧であったり、議運でしっかりと緊急性の有無という判断をしていなかったりということもありました。そういうことを踏まえたら、しっかり責任を持って協議、判断するところを再確認して、そして最終的には本会議で諮るという流れにはなりますけれども、その前の段階の議運の役割はかなりきちんと責任持ってやらなくては行けないと、今回感じました。そこはポイントだと思いました。

長谷川知司委員長 ほかにはございませぬか。では、今の意見をちょっとまとめます。（発言する者あり）

杉本保喜議員 下のひし形の部分ですが、これはそのまま残すんですか。

長谷川知司委員長 ひし型ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それは残すと思います。残すほうがいいと思います。このひし形は、もし緊急性がないとなったときに、提案された方がどう判断されるかもあります。取り下げるといふことも出てくるかもしれないので、そういうことでこのひし形は置いておいていいんじゃないかと思ひます。ちょっと確認します。この「議運で協議」というところですが、協議内容は緊急性の有無はきちんと決める。そして、日程追加については、どこにどういふ形で入れるか、また、人数が多ければどうするかといふことであって、適否といふのがそういうことだといふことですね。それから発言数は必要なくて、発言時間をどうするかといふことで、おおむね15分ぐらいと。高松委員、言われましたかね、15分ぐらいと。（発言する者あり）御

無礼しました。発言時間を決めればいいんじゃないかということでありました。発言時間については、もし意見があれば。

吉永美子議員 この辺は難しいと思うんですけど、これは事務局が作られてきた中で、参考にされたところがあるんでしょうか。発言時間まで入れて作られたのは。

中村議会事務局主査兼議事係長 この④が今度③になりますが、これがなぜここに入っているかという御質問かなと思います。ずっと申し上げていきますように、議会運営の実際の本を読んだり、全国市議会議長会に聞いたりする中で、こういう事項を議運で決めたほうがいいたろうという項目が、この四つだったということです。

長谷川知司委員長 そこに、発言時間は何分が好ましいとかがありましたか。

中村議会事務局主査兼議事係長 その中におおむね15分程度というのはありました。ただ、それは本市議会で、議運で決めていけばいいんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 一例として15分というのがあったということですね。

高松秀樹委員 この発言時間というのは、いわゆる本会議場は議長がやっぱり効率的、効果的に運営する必要があることから、一定の発言時間を設けるのが恐らく常だと思います。逆の見方をすれば、戦略的にこの緊急質問を使って、例えば時間が設定されていなかったら1時間とか2時間とか費やすと。もうちょっと具体的な例で言うと、夜11時になりましたと。実は12時までですよ。この緊急質問をもって、その日の会議を終わらせようという戦略的なことも、他の議会ではあるようです。だから、そういうことも含めて発言時間を決めることによって、本会議運営が効率的になるということから、全国議長会も含めていろんなところや

読みものに発言時間が書いてあると理解しています。

長谷川知司委員長 発言時間についてはおおむね15分ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで、このフローチャートを修正しまして、議員に周知するということがよろしいですか。（発言する者あり）明文化はちょっと難しいということです。

中村議会事務局主査兼議事係長 今回の発言にあった、おおむねというのは、出てきた緊急質問内容に応じて、その都度議運で時間を例えば10分にするとか20分にするとかということもあるということで、15分と明文化してははっきりうたうことではないということですか。

長谷川知司委員長 質問の内容によって変わってくる場合があると思うので、それは議運でそのとき決めていいんじゃないかと思うんですが。

高松秀樹委員 委員長の言うように、その都度議運で決めたほうがいいと思いますよ。今の議運のメンバーの皆さんは、頭の中で大体15分ぐらいを目安に今後議運で決められるんだということは分かったと思うんですけど、実際外に出すときは、やっぱりそのときの議運で発言時間を決定するということがいいんじゃないかなと思います。

吉永美子議員 高松委員が言われるのは、おおむね15分を基本というようなことは入れないということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員長 ほかにないですか。緊急質問について、これで終わっていいですか。

河野朋子委員 それで、ちょっとさっき吉永議員が言われていたモニターへの回答が、結局この緊急質問の協議を終えた今の段階で、モニターの方に、会議規則に逸脱、どうでしたっけ、どういう質問でしたっけ、何か会議

規則に照らしているのかどうかみたいな質問だったわけですね。

吉永美子議員 このモニターの御意見は、会議規則の上からも手続的に問題があったのではないかと思われまして。そういうことも言われていて、それで回答としては、今後も議会運営委員会で議論を重ねていき、本市議会としてのルールを定めますと。先ほど河野委員は「ルールを定めるとか難しい」とおっしゃったけど、「ルールを定めます」という回答になっています。

河野朋子委員 そのルールというのは、さっきの議論であった「なかった場合は」という部分は難しいんじゃないかと言ったわけで、今のある程度全体的なルール化は、前より少しはできてきましたよね。緊急性の有無をきちんと議運で判断するというのが、今までちょっと曖昧だった部分、議運でこれおかしいでしょというときのルール化を文章にすること自体は難しいんだけど、それ以外はかなり明確になってきました。これまで会議規則から何か逸脱はしていないんですよね、多分。していないけど、モニターからしたら、ちょっと曖昧で、運用で変に見えたりとか矛盾が生じていたりしているように受け止められたということがあったと。でも、会議規則を超えて何かしたということはないとは思いますが、その辺はどうなんですかね。ちょっと確認したいんですけど。特に問題なかったんじゃないんですか。

長谷川知司委員長 今まで議運の中で諮られたことで、会議規則を逸脱というのは私もないとは思いますが、今まで過去の緊急質問の中ではやり方が3通りあったということですので、これも様々なやり方があっていいとは思いますが、それぞれに議運がきちんと対応できるという姿勢があればいいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで緊急質問は終わります。2、その他について。皆さんから何かあれば、どうぞ。

吉永美子議員 私の記憶が確かならば、2月7日の議会運営委員会で会派の構成について議論していただいて、最後に委員長から、会派に持ち帰って協議をしてくださいという旨の発言があったとされていて、その後はこの議会運営委員会では、この件については議論していないと思っています。現状、会派としてはどのようなになっているかを教えていただけたらと思っています。

長谷川知司委員長 会派構成につきましては、会派に持ち帰ってそのままだったと。確かに私も失念しておりました。ここで意見を言える方がいらっしやればと思います。確認ですが、会派を2人としたときであったとしても、現在議運に出られるのは会派3人につきとなっていますので、議運に出ることは不可能だと思います。別にそれでいいという理解だったと思います。

高松秀樹委員 3人の会派で1人が議会運営委員会に出るとするのは、会議規則にうたって……（「82ページ」と呼ぶ者あり）規程ですよ。規程に書いてあるんですけど、もちろん規程の変更はできるんですけど、前回の議運では、いわゆる交渉会派じゃなくて政党内派2人で会派を名乗ることもいいんじゃないのかなという議論になって、会派に持ち帰ってくれということでした。うちの会派は、政党として2人会派もいいんじゃないのかという話になりましたが、議運の選出要件は変更すべきではないという結論になっています。

伊場勇副委員長 うちの会派の見解は、少し違うんですけど、政党で2人は会派として認めるとあったんですが、政党は特に関係ないんじゃないかなと思っています。2人から会派を作ることができる。ただし、議会運営委員会においては、出席するのは3人からという決まりがありますので、2人会派は議運に出席できないと話し合いました。

高松秀樹委員 発議者の吉永議員にお聞きしたいんですけど、どういった理由

で2人でも会派を認めてほしいということになったのか。

吉永美子議員 もともとの考え方としては、やはり議員定数が減っていく中で、議会運営への参加も含めて、やはり2人会派とすることによって、こういった場、議論する場により多く——たくさん出ればいいというんじゃないんですよ、もちろん。そうなんですけども、会派として認めるということがあっていいのではないか。また前から、資料として出させていただいておりますように、県内では2人で会派を認めているところがかなり多くて、こういった県内の流れの中で、市によっては、これはもう以前からそうですが、1人でも会派として認めているところもあり、また山陽町ときには、私は公明党として議運には出ておれませんでした。会派として公明党ということになっていました。ですので、具体的な話としては、以前はホームページを見ても、公明党の議員がいるかわからないかずっと分からない状態になっていまして、当時の議運の委員長が「(公明党)」と入れていただいたということがあったわけですが、いずれにしても、政党という存在は、やはりある程度重く受け止めていただきたいという思いはあることは確かです。

高松秀樹委員 ということは、何となく政党としての存在意義を外部に示したいということになるのかなと思いました。通常、例えば会派代表者会議というのがきちんとあれば、2人会派でも組んでいただいて、そして議長の諮問機関として会派代表者会議を非公式でやるというのはあるんですけど、うちはずっと行われていないですよ。そう考えると、例えば政務活動費が個人じゃなくて会派に入るメリットぐらいしか思い付かなくて、今の議運の話は、今回も議運の委員長が非常に気を使われて、公明党は2人いらっしゃるということで、恐らく1人入られていると思うんですよ。そういう中で、僕はなかなか必要性が見出せなかったんですけど、最後に言われた、例えばホームページに公明党会派というような形で出るということが大きい。(発言する者あり) いや、じゃないと、どこにメリットがあるんですか。(発言する者あり) いや、吉永議員に

聞いているんです、メリットがどこにあるのか。

吉永美子議員 要望書にも書いておりますように、今回は特にこういう形になってしまっていますが、議会運営委員会に、やっぱりそれぞれの考え方を持った多様な方々が出て、議論できる形を作っていただきたいという思いと、先ほど申し上げましたように県内が2人の会派を認めているところが多いということ、それとまた市によっては政党であれば1人でも会派として認めているところがあること、そういった全体的な視点に立って申し上げているところです。要望の中の99%が政党だから認めてくれということではなくて、2人会派というところで、例えば下松市は、以前定数が多かったときは3人で会派だったと聞いていますが、定数が減ったときに2人で会派ということにされたという歴史もあります。やはり議運でより議論をしていただいて、どうしたら活発な議論ができる議運になるのかということも、是非お願いしたいという思いがありました。そして先ほど高松委員から、委員長が考えて公明党の吉永を入れたと思っておられるようですが、手を挙げたのは3人だと聞いておられて、選ばれて出たというところではありません。

高松秀樹委員 議運に委員外議員で出られているけど、逆の立場から言えば、2人で政党内会派を作ったからといって、議運の委員外議員に出られる保障は何もないと思っています。これは議運側の決定に従う話ですので、そこは全く関係ないと思います。全然反対する理由じゃないです。僕は賛成している中で言っているんですけど、なかなかそういうところは見いだせないんで、でも悪いことじゃないからいいんじゃないですかという話です。

山田伸幸議員 そもそも会派とは基本的な理念が一致したということが大前提だと思うんです。この間、会派が同じであっても採決結果が別々だったということも何度も見てまいりました。それで本当に会派としての要件が満たされているのかなというのは疑問に思ってきています。やはりそ

ういった点を考えていくと、政党というのは少なくとも理念が一致して、そういった考えの下に賛否を決めておりますし、理念の一致ということが会派の重要な要件の一つであると考えれば、そこはしっかりとしている政党会派については、2人でも1人でもいいんじゃないかなと思っております。

高松秀樹委員 ちょっと異議があります。理念の一致、会派は、もちろんそうだと思います。共通の政策を持つとかあると思いますけど、理念が一致しているから採決結果が一緒になるというのは、非常に乱暴な話だと思っています。今、多くの会派は会派拘束を掛けていない場面が多いと思います。それは、それぞれがいろんな市民を代表して議場におるから、そういうことになると思っていますので、今の山田議員の言われる理念の一致イコール採決結果が同一というのは、なかなか変な話だなという気はしています。

山田伸幸議員 私は少なくとも理念の一致があるならば、採決結果がばらばらになるのはあり得ないんじゃないかなと、ずっと思っておりました。実際にそういう場面を見る度に、会派では一体どんな話をしてきたんだろうかという疑問を常に持っておりました。会派での対応が分かれないうことではっきりしておりますので、重要視していただきたいと思っています。

高松秀樹委員 重要視をしていただきたいという論調と最初の論調は大分違うんですよ。もう少し現実的な見方をすると、もちろん採決の時点で会派が3人であっても2対1で割れる可能性は、それはありますよ。これが現実ですよ。そうでなければ、非常に硬直化した議会になってしまう可能性があるのではないかと思っています。だからそれをあんまり突き詰めると、恐らく面白い話にならないと思います。

長谷川知司委員長 このことについては、会派の考え方、各々意見があると思

います。だからこれまでにしておきます。これ以上、意見を出す必要はないと思います。

伊場勇副委員長 政党で2人という話にするのか、それとも政党は関係なく2人でオーケーとするのか。そこは考え方がそれぞれあるのかなと思います。政党は関係なく2人から会派としても、理念がしっかり共有できていればいいのかなと思っています。その点は皆さんどうですか。

高松秀樹委員 私の会派では、公明党の吉永議員の話を基に、2人会派でどうかと話をしましたが、今、副委員長が新たな提案をされましたので、それはまた会派に持ち帰って協議すべき案件と思います。

河野朋子委員 会派の人数について少し考えるというのは分かるんですけど、ここではやはり議運の定数、つまり議運が何人かが大事で、会派は2人でオーケーで会派から1人出せますみたいなことになると、結局議運がどうなるかということにもすごく関係があるので、その辺りも少し議論しないといけないかなと。2人で大丈夫です、1人でも大丈夫です、会派から1人ということも考えられるので、議運がそもそも本当に何人からなのか、2人から議運に出るといようにしていくのかは、ちょっと議論しないと。さっき言われたように、多様な意見を出すために、議運で議論するために2人と吉永議員が言われたことを考えると、議運に出ることが、もしかしたら会派になることの要求というか希望が、議運に出ることの一端なのかなと思ったので、そこもはっきりしていかないと。会派として認めるのと議運への出席をどう考えるかを、もうセットで考えるべきだと思います。

長谷川知司委員長 今までの話では会派だけであって、議運については規程で3人、つまり3で除した数ということは、別に変える必要はないということでおったと思うんです。それで、そのことについて、今、河野委員は、こちらについても話したらどうかということだと思うんです。確認

しましうかね。(「はい」と呼ぶ者あり)規程では、要するに会派に3人以上おれば議運に出られるという、ちょっと読み方は違いますが、解釈ではそういう形ですが、その規程は変えないということでもいいんでしょうか。山田議員どうぞ。(発言する者あり)意見は聞きます。

山田伸幸議員 政党については、枠をきちんと確保してほしいとずっと言ってきておりますので、それは3人以上という枠には捉われないでいただきたいというのが私の意見です。

長谷川知司委員長 河野委員から、規程については確認してくれとありました。これは委員の中で確認したいと思いますが、この規程は変えないという理解でいいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)一応、規程はそのままということで、会派については2人以上を会派ということですが、政党についてはどうするかというのはどうしましうかね。(発言する者あり)それをもう1回持って帰って、政党を含めてどうするか。1人会派も。会派構成についてはちょっと今日結論が出ずにすみませんが、そういうことで再度持ち帰ります。その他で何かありますか。

伊場勇副委員長 私からは正副議長の任期についてです。現在は平成25年から任期が4年となっております。以前は、申し合わせ事項で、「議長及び副議長の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。」となっております。4年体制で約8年進んでいる中、議長の業務、執行部に対しての議会の姿勢や緊張感又は議会及び議員の活性化において、委員会は2年に一度編成がありまして、新しい体制で執行部に対していくというところがあります。議長と副議長の任期は4年ですので、そのタイミングで変わることはないんですが、これをまた2年にすることによって、これは議会改革の後退ではなくて、新しい風や考え方、たくさんの方が議長と副議長を経験するという、議員としての質を高めることにもつながるのではないかと考えております。これはまだ提案でして、今日すぐ結論が出る話でもないもので、大事なことですし、ここはまた、

しっかり各々会派等々で協議していただいて、議会運営委員会で話す時間を設けていけたらいいなと思っております。

長谷川知司委員長　ただいま副委員長から、議長と副委員長の任期を2年というように、申し合わせ事項で記載してはどうかという提案がありました。これについては、過去にあったような議長と副議長をたらい回しというのではなくて、より活性化し、かつ緊張感を保つためということでの提案でありました。これについて、今日は意見が出まして、決める必要はありませんが、各会派に持ち帰りということによろしいでしょうか。「はい」と呼ぶ者あり)そういうことで各会派に持ち帰って検討していただきたいと思います。なお、ちなみに議長、4年間されて結構激務だったと思いますが、どうでしょうか。ひとつ議長の意見をお聞きします。感想ですね。(発言する者あり)乱暴ですか。ここで議長の意見を聞くといけませんということですので、またにしましょう。そのときは副議長まで併せてお聞きします。ほかにはありませんか。これで第70回議会運営委員会を終了します。お疲れ様でした。

午前11時10分　散会

令和3年(2021年)7月6日

議会運営委員長　長谷川　知　司